
プロジェクト

項目 **第 27 回サステナビリティ基準委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 27 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 12 月 11 日開催）において聞かれた意見をまとめたものである。審議事項の番号は、第 27 回サステナビリティ基準委員会における資料番号を示している。

聞かれた意見

IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発に対する意見（審議事項 A1、A2 関連）

「ガイダンスの情報源」に対する意見（審議事項 A1-2 関連）

2. 現行の実務では、類似の事象に関する開示の表現が企業によって異なる場合がある。SASB スタンドアードを参照し、その適用可能性を考慮することで、開示される情報の表現が統一され、利用者にとってより有用なものとなると考えられる。
3. SASB スタンドアードが当委員会の支配が及ばない指針等である点を考慮すると、事務局案 B に賛成である。一方で、参照する SASB スタンドアードを特定の日のものですることについて、SASB スタンドアードの改正の都度、日本版 S1 基準の公開草案を公表し、改正を行う形で「特定の日」を変更するのではなく、ある程度まとめて対応することも検討すべきではないかと考える。
4. 「適用可能性を考慮しなければならない」という定めを満たす方法について、保証実務が開示基準に影響を与えているように感じるが、日本版 S1 基準の結論の背景にこのような説明を設けるべきかどうかは疑問である。
5. 日本版 S1 基準において、SASB スタンドアードを「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」とするのであれば、SASB スタンドアードを翻訳する必要性を検討すべきと考える。
6. IFRS 財団における通常のデュー・プロセスとは異なる扱いが許容された SASB スタンドアードについて、日本版 S1 基準において、「参照し、その適用可能性を考慮しな

ければならないガイダンスの情報源」とすることが適切であるか、判断が難しい。参照することを要求事項とはしない事務局案 A を採用することもあり得るが、ガイダンスの情報源として SASB スタンダードを参照することは有用であると考える。

7. 事務局案 B を採用するのであれば、SASB スタンダードが改正される場合、その公開草案が公表された時など、早い段階から、当委員会でも当該改正版の参照の要否を検討すべきと考える。ただし、当委員会がその検討を行う際に、何を判断規準とすべきか、また参照しないということが現実的にあり得るのかは疑問である。
8. 「参照し、適用可能性を考慮することができる」ガイダンスの情報源について、記載されているガイダンスの情報源以外のものを参照することも本来は妨げられないはずであり、日本版 S1 基準においてあえて定めることは不要ではないか。
9. ISSB 基準との整合性や日本版 S1 基準の安定性の観点からは事務局案 B が望ましいと考えるものの、SASB スタンダードに対する IFRS 財団のデュー・プロセスの扱いが通常のものとは異なっていることや、SASB スタンダードの国際的な適用可能性が十分に確保されているかどうかも現時点では十分に確認できていないことを考慮すると、一旦事務局案 A を採用した上で、今後の状況を踏まえて、事務局案 B 又は C に段階的に移行することもあり得ると考える。
10. 事務局案 B については、SASB スタンダードが改正された場合に、一時的に IFRS S1 号と日本版 S1 基準で開示される情報が異なることも想定されるが、企業が改正後の SASB スタンダードを自主的に参照することは妨げられないと考えられるため、そうすることにより、両基準間で生じる開示の差異を企業自身が埋めることも可能であると考える。
11. 事務局案 B に賛成する。IFRS S1 号 BC130 項では、産業固有の開示が主要な利用者にとって有用であり、SASB スタンダードの利用が適用コストを低減させ、比較可能な開示をもたらすと見込まれる点についての言及があるが、これは、「参照し、その適用可能性を考慮する」ことの意義について説明している部分であるため、当該記載は日本版 S1 基準の結論の背景等に記載することとしてはどうか。
12. 特定の日において公表されている SASB スタンダードを考慮することを要求するという点について、企業がその日以降に改正された SASB スタンダードを考慮することは妨げられない旨を明確にしてもよいのではないか。
13. 事務局案 A を採用した場合には、補足文書において、SASB スタンダードを「参照

し、その適用可能性を考慮することができる」ガイダンスの情報源として明示することが必要であると考え。

14. 日本版 S1 基準を初めて適用する企業にとっては、SASB スタンダードに記載されている開示トピックを参照することで、その適用コストを低減させるメリットがあると考えられるため、事務局案 B に賛成する。
15. SASB スタンダードの適用可能性の考慮について、企業はすべての産業の SASB スタンダードにおける開示トピックを網羅的に精査する必要はなく、企業が属している産業を判断した上で、その産業に関連する開示トピックを検討する旨を、結論の背景や補足文書で説明してはどうか。

(文案)

16. IFRS S1 号 BC134 項には、SASB スタンダードが特定の産業に属する企業の活動に合わせたものである旨が記載されており、当該説明を日本版 S1 基準の結論の背景又は補足文書にも含めることが有用ではないか。
17. 適用可能性を考慮することができるガイダンスの情報源には、「一般目的財務報告書の主要な利用者の情報ニーズを満たすように要求事項が設計されている他の基準設定主体による直近の公表文書」や「同じ産業又は地理的地域において事業を営む企業によって開示された情報」といった、基準又はフレームワークではないものも含まれている。これらも基準又はフレームワークと同列に考慮できる情報源となるのかを整理し、考慮する優先順位が異なる場合にはその旨を記載してはどうか。
18. 「適用可能性を考慮しなければならない」という定めについて、適用可能性を考慮する義務には説明責任を伴うため、その点を結論の背景で明示してはどうか。

「気候関連のガイダンスの情報源」に対する意見（審議事項 A2-4 関連）

19. 事務局案に賛成である。産業別ガイダンスが、ISSB において IFRS S2 号を再審議した際に内容が検討された上で公表されたものであることを踏まえると、その時点での国際的な適用可能性も一定程度担保されていると考えられる。

「スコープ 2 温室効果ガス排出の測定におけるロケーション基準とマーケット基準」に対する意見（審議事項 A2-1 関連）

20. 「契約証書」の定義について、IFRS S2 号や「GHG プロトコル スコープ 2 ガイダンス」の定義では、スコープ 2 温室効果ガス排出量の「削減」に限定はされておら

ず、あらゆる契約が対象だと考えられる。企業が行う契約には、排出量を削減する効果のある契約だけではなく、高排出となる契約も含まれている場合があり、「削減」に限定した定義を行うことによってそのような高排出となる契約に関する情報が開示されなくなる可能性があることから、開示の中立性を欠く懸念がある。

21. ISSB では、マーケット基準による測定値の代わりに、契約証書に関する情報の開示を求めるという提案について、十分に議論がなされていない印象がある。あらゆる契約証書に関する情報を開示すると、情報量が膨大なものとなるため、ロケーション基準で測定した排出量と比較して、マーケット基準で測定した排出量に大きな差をもたらすような契約証書について開示を行うのが当該要求事項の本来の趣旨であると考えられる。
22. 「契約証書」にカーボン・クレジットが含まれない旨を、結論の背景において明示することに賛成である。
23. 「マーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出の絶対総量を測定するために使用した排出係数に関する情報」については、多くの拠点を有する企業の場合には、用いる排出係数が無数にあることが想定され、開示がどこまで必要とされるかを、補足文書で説明してはどうか。
24. 「マーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出の絶対総量を測定するために使用した排出係数に関する情報」については、単に排出係数を開示したり方法論を開示したりするのではなく、排出係数がどの情報源に由来しているのかといった情報の開示が重要であり、そういった点を補足文書等で説明してはどうか。
25. 「契約証書に関する情報」と「マーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出の絶対総量を測定するために使用した排出係数に関する情報」は、その相違が分かりづらく、結果として同じような内容が開示される場合もあると考えられる。
26. 測定のデータベースが確立しているという観点から、まずはロケーション基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出の測定を進めた上で、マーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出の測定を実施することが重要であると考えられる。
27. IFRS S2 号が開示を要求する「契約証書に関する情報」について、当該要求事項が企業に対して具体的にどのような情報の開示を求めているかが不明確であるため、日本版 S2 基準で「契約証書に関する情報」の開示を要求する際には、その内容を明示する必要があるのではないかと考えられる。

(文案)

28. 温室効果ガス排出の絶対総量の開示について、マーケット基準により測定したスコープ 2 温室効果ガス排出の開示の方がより実態に即した情報であるため、「マーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出の絶対総量及び当該温室効果ガス排出の絶対総量を測定するために使用した排出係数に関する情報」を「契約証書に関する情報」よりも前に記載してはどうか。
29. マーケット基準により測定したスコープ 2 温室効果ガス排出の方が、ロケーション基準による測定に比べて、企業の電力消費に関する温室効果ガス排出の実態を表したものと考えるが、国際的な整合性の観点からロケーション基準による開示を要求すべきということも理解できるため、ロケーション基準による開示を要求する理由について、結論の背景において丁寧に説明することが必要だと考える。
30. 「電気」という表現について、購入するエネルギー全体に関するものなのか、電力に限ったものなのか、当該定義は確認が必要と考える。

「ファイナンスに係る排出 (financed emissions)」に対する意見 (審議事項 A2-2 関連)

31. 株式という資産クラスにおいても、上場株式と非上場株式のように、関連するスコープ 3 温室効果ガス排出のデータの入手可能性に差があるため、そのすべてをファイナンスに係る排出に関連するグロス・エクスポージャーに含めることが困難な場合がある。このような課題を念頭において、追加の整理を検討してはどうか。
32. 運用資産残高 (AUM) について、オルタナティブ資産のように時価の算定が難しい資産も含まれる。具体的な算定方法を定めないことについては同意するものの、企業ごとに実務がばらつく懸念がある。

(文案)

33. 「資産の種類 (type of assets)」と「資産クラス (asset class)」という用語について、IFRS S2 号において、明確な使い分けがされていないようであれば、日本版 S2 基準では両者を統一してはどうか。
34. 結論の背景における「リスクを軽減するための取組みの影響が反映されている場合」の説明が、低炭素経済への移行に伴う信用リスクから融資を保護するために用いられる手段に限定されているように誤解される可能性があるため、表現を変更しては

どうか。

「産業横断的指標等（気候関連のリスク及び機会並びに投下資本）」に対する意見（審議事項 A2-3 関連）

35. 「次の事項に関する情報」について、定量情報に限定されているのか、定性情報でも問題がないのかといった点について明確化してはどうか。
36. 財務諸表とのつながりのある情報の観点から、産業横断的指標等の開示は望ましいと考えており、事務局案Bに賛成するものの、定量情報の要求は実務への負担が大きいと考えられるため、何らかの実務上の配慮を検討してはどうか。
37. 利用者にとって産業横断的指標等の開示は有用な情報であるものの、現状の実務として、金額やパーセンテージといった定量情報を開示している企業は少数である。特に、将来情報である気候関連の機会は、経営計画とも関連するため慎重に扱う必要があると考える。補足文書を充実させるとともに、当該項目の開示を要求する時期を延ばすことも検討してはどうか。
38. 「影響を受けやすい」かどうかの判断規準が明確でないため、企業が開示を行うことが難しいように思う。企業の実務として、伝統的なエネルギーに関する投資金額の開示や、そのような資産又は事業活動を理解するのに有用な関連情報を開示する形で、「影響を受けやすい資産又は事業活動」に関する判断を利用者に委ねるような場合もある。このような開示にも一定程度の有用性があることから、企業が「影響を受けやすい資産又は事業活動」を直接開示せずとも、同じような趣旨の開示を要求することを検討してはどうか。
39. 「気候関連の移行リスク又は物理的リスクの影響を受けやすい資産又は事業活動」の開示については、その伝え方によっては、利用者が誤った投資行動を取る可能性があることを懸念する。
40. 産業横断的指標等の開示は有用であるものの、「影響を受けやすい資産又は事業活動」に対する判断が企業によって異なることを鑑みると、金額及びパーセンテージの定量情報を開示するだけでなく、企業の判断や事業の前提といった定性情報を充実させる必要があると考える。
41. 有価証券報告書において「影響を受けやすい資産又は事業活動」について開示を行う企業もあることから、開示実務は進展していると考える一方で、作成者側としては、定量情報の開示を行う難しさに直面している。

42. 「影響を受けやすい資産又は事業活動」に対する判断が企業によって異なることから、企業間比較を行うことは難しいと考える。
43. TCFD 提言が「影響を受けやすい資産又は事業活動」の開示を提案した趣旨は、気候関連の移行リスク又は物理的リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の規模又はリスクの度合いを評価する上で有用な情報を提供する点にあると理解している。このような定量情報は有用であるものの、企業間比較の対象とされることに違和感がある。定量情報と定性情報を組み合わせた開示要求を検討してはどうか。
44. 企業間比較については、「資産」と「事業活動」が併記されているためデータベース化がしづらく、定量情報の企業間比較によって利用者をミスリードする可能性は低いと考えられる。今後、どのようにすれば定量情報を提供しやすくなるかという観点で議論する方が、利用者にとって有用である。
45. 「影響を受けやすい資産又は事業活動」に関する定性情報を開示することについての意見が挙がっているが、そのような定性情報の一部は、コア・コンテンツの戦略において説明している場合もあると考えられるため、両者の関係を整理することも有用ではないか。

以 上